

## 施設利用料の統一化の影響について

### 質問

最後に、施設使用料の統一化の影響についてです。

行政の維新により、施設使用料の統一化が行われました。受益者負担の原則については私も賛同するところであり、明確な政策目的のない税の支出はとめるべきではありませんが、受益者負担に固執する余り、公共施設が有する意味までも失ってしまっ  
ては、元も子もありません。

今回は文化会館について伺います。さきの施設使用料の見直しにより、市民の利用に関して公共施設が有する意味を失っていないか、担当部局の認識をお聞かせいただきます。

### 木野内幸広人権文化部長

文化会館の使用料につきましては、施設使用料に係る減免基準の統一化に伴いまして、本年4月1日から減額措置を行わないことといたしました。当該減額措置の廃止により、大ホール、中ホール、小ホールの使用料は、市内のほかの公共施設の料金設定と異なり、市内使用者と市外使用者の負担の差、興行などのような入場料の徴収の有無による負担の差がなくなることから、住所が本市内である使用者がこれらのホールを使用する場合におきまして、入場料その他これに類するものを徴収しないときは、ホール及びホールの使用に伴う附属設備などに係る使用料の5割を徴収するものと条例を改正し、本年4月1日から施行しております。

減免基準の統一化につきましては、本市全施設に係るものでございまして、文化会館だけを特別扱いにできるものではございません。先ほど申し上げましたとおり、市内使用者の負担増を抑えようとしたものでございます。

なお、減免基準が統一化されましても、文化会館が文化振興の拠点であり、市民文化活動の拠点施設であることに変わりはありません。

以上でございます。

### 質問

ちょっと矛盾が起こっているという市民相談を受けていまして、営利団体が、入場料を取らないと、参加者から入場料を取るけど、使用者から入場料を取らない場合は半額になるけども、非営利団体がその自身の事業のために徴収を行うと全額取られるということは矛盾じゃないかという、その認識についてはどうでしょうか。

### 木野内幸広人権文化部長

入場料の有無だけで使用者に利益があるかどうかを判断することは難しいところではございますけども、舞台で発表するための参加料などにつきましては、参加者が当

該催しに参加するために支払うものでございまして、使用者以外から徴収するものとは性質が異なるものと考えます。入場料その他これに類するものの徴収につきましては、催しの案内チラシや当日の入場時の様子から申請が正しいものかどうか一定判断ができます。申請に誤りがあった場合には、追加徴収を行っております。したがって、大・中・小ホールの使用料につきましては、市内利用者であるか、申請時に入場料その他これに類するものを徴収するか否かで基準を設けたものでございます。

以上でございます。